

# PFI/PPPの推進に関する提言

## ～インフラ更新等への民間資金の活用に向けて～

平成24年5月31日  
民 主 党

高度経済成長期に集中投資した社会資本の老朽化が急速に進み、その維持管理費が増大していくと見込まれる中、厳しい財政事情において必要な社会資本の新規投資及び維持管理(震災復興や耐震化を含む)を着実にを行うためには、民間の資金やノウハウの活用が喫緊の課題である。

政権交代後、PFI/PPPを新成長戦略の重点項目の一つに位置付けるとともに、税金を投入しない独立採算型を拡大すべく制度面を整備してきた我が国のPFI/PPPの成否は、今後具体的な案件を形成できるか否かにかかっている。案件形成を支援するためのPFI推進体制の強化について、以下提言する。なお、別途「民主党『成長ファイナンス戦略』集中討議の報告」にて指摘しているように、PFI債権譲渡についても株式譲渡同様にガイドラインに盛り込むことを工程表に明記すべきであることを付言する。

記

### 1. 民間資金等活用事業推進会議（閣僚級）の活用

政府は、案件形成に温度差のある関係各省に対し、法改正を含む既存事業制度の規制改革やPFI事業と公共事業のイコールフットィングを図るための税制上の措置等を推進するため、昨年のPFI法改正で設置された閣僚級の民間資金等活用事業推進会議を司令塔として活用すべきである。その際、関係各省においてPFIに関する担当部署を指定し、各省のPFIへの対応に責任を持つものとする。また、推進会議の開催に当たっては党成長戦略・経済対策プロジェクト・チームとも十分に連携を図るとともに、専門家である民間資金等活用事業推進委員会を「民間の知恵を吸い上げる場」として活用する。

#### 【理由】

国では空港で動きがあるものの、コンセッション方式が適用可能な事業（上下水道、地下鉄、有料道路、公営住宅、体育・文化施設など料金徴収可能な事業）の多くは地方自治体に存在し、既存の事業体制から脱却できていない。地方自治体の背中を押すには、事業所管省庁である国土交通省、厚生労働省、文部科学省、経済産業省、環境省及び復興庁等並びに制度所管省である財務省及び総務省が、明確に推進の旗を振る必要があるが、国土交通省以外の動きは依然として極めて鈍い。

### 2. 株式会社民間資金等活用事業推進機構の設立準備等

内閣府及び内閣官房は、案件形成のプロセスと機構による支援のあり方を明確にするとともに、機構の役職員については、金融や法務に精通した優秀な民間人材の参画を求めべきである。また、行政改革の観点から、機構が新たな天下り先とならないように留意する。

#### 【理由】

最終的なPFI事業の担い手である民間は、PFI推進の困難さを熟知しており、関心はあるものの政治・行政の本気度とその持続可能性を様子見しているのが現実である。その要因として、案件形成のプロセスが不明確であり、国・地方と民間ともにお見合い状態であることが挙げられる。

また、地方自治体が既存の事業体制からPFIに切り替えるためには、PFI活用の効果の立証や制度の啓発、政治判断に向けた支援など、プロフェッショナルによる膨大な労力と時間が必要であり、これこそが金融支援と並ぶ機構の大きな役割である。

### 3. 予算査定におけるPFI制度の位置付けの明確化

国及び地方公共団体は、公共施設整備を行う際、まずはPFIでの実施可否を検討する制度の導入に向けた検討を加速すべきである。本件は予算査定プロセスにも関わることから、財務省及び総務省を中心として、検討を前倒しして2012年度までに行う。その際、財政当局が関与するオーストラリアや韓国の制度も参考としつつ、事務負担が過大なものにならないよう配慮する。また、昨年のPFI法改正で導入された民間提案制度の活用やPFI事業の立上げ支援の拡充など、地域活性化に資するPFI事業へのインセンティブ付与についても検討すべきである。

#### 【理由】

公共施設整備を行う際、まずはPFIでの実施可否を検討する制度の導入に向けた検討については、政府の新成長戦略工程表において2013年度までに実施すべき事項とされるとともに、「『新しい公共』と『財政に頼らない成長』— PFI の総括と今後の活用に向けた基本方針 —」（平成22年9月16日内閣府PFI推進室）においても内閣府PFI推進室で制度の導入に向けて検討を行うこととされているが、検討は進んでいない。なお、PFI先進国とされるイギリスやカナダ、韓国、オーストラリア等におけるPFI制度の所管は、連邦政府や州政府などの違いはあるものの、財政当局となっている。

### 4. PFI推進体制の抜本見直し

上記1から3の施策を推進するためにも、現在国土交通省出身者が中心となっている内閣府PFI推進室及び内閣官房PFI法改正法準備室について、財務省、総務省及び民間からの出向者受入れを含め、体制の抜本的な拡充を行うべきである。

#### 【理由】

昨年来、二度に亘るPFI法改正案の策定プロセスをみても、内閣府PFI推進室の体制が不十分であることは明らかであり、昨年12月にまとめた党提言「PFI官民連携ファンドの早期設立について」においても指摘しているところである。同提言においては、内閣官房に準備室を設置することとしており、政府においても昨年末に設置はなされたものの、準備室長がPFI推進室長と併任となるなど、体制強化がいまだ十分とは言えない状況である。

以上

## 政権交代後のPFIに係る主な経緯

- 09年10月 前原国交相（当時）が国土交通省成長戦略会議を設置。12月に国際展開・官民連携分野の分科会が設置
- 10年2月 前原大臣の呼びかけにより、内閣府PFI推進委員会で法改正の議論始まる
- 10年4月 前原大臣と橋下大阪府知事が関空・伊丹統合会社でのPFI活用で合意
- 10年6月 国交省成長戦略会議と内閣府PFI推進委員会がPFI法改正に向けた提言を提出。コンセッション方式導入やPFI支援機関の創設等が盛り込まれる
- 10年6月 政府の新成長戦略が閣議決定。21の重点プロジェクトの一つにPFI活用が入り、2020年度までに少なくとも約10兆円以上の拡大を目指す旨を明記
- 10年8月 国交省が地方自治体・企業に対して改正PFI法の活用提案を募集開始。200を超える提案が集まる
- 11年1月 党成長戦略PTにおいてPFI法改正案の議論開始
- 11年3月 コンセッション方式（公共施設等運営権）や民間提案制度導入のためのPFI法改正案を閣議決定（関空伊丹統合法とセット）
- 11年5月 PFI法改正案成立
- 11年11月 党成長戦略PTに官民連携(PFI/PPP)小委員会を設置。官民インフラファンドの議論開始
- 11年12月 党成長戦略PTが官民インフラファンドの早期設立を政府に提言
- 11年12月 政府の「日本再生の基本戦略」が閣議決定。官民インフラファンドの創設が謳われる
- 12年2月 官民インフラファンド設立に係るPFI法改正案を閣議決定。金融機能のほか、案件形成を含む支援機能が盛り込まれる
- 12年3月 国管理空港にコンセッション方式を導入するための空港法等改正案を閣議決定
- 12年3月 平成23年改正PFI法に基づくPFI基本方針を閣議決定